

自治基本条例を制定

第1回臨時会
5/21

6月定例会
6/5~6/21

平成24年第1回臨時会および6月定例会が開催されました。
平成24年度一般会計補正予算をはじめ、条例の制定や一部改正、意見書の提出などについて慎重に審議を行いました。ここでは、主な質疑についてご紹介します。

新議長決まる

6月定例会で正副議長の選出が行われました。

新議長あいさつ



議長 一夫 矢部

議員各位のご推挙をいただき、鴻巣市議会議長に就任することになりました。心から感謝申し上げますとともに、責任の重さに身の引き締まる思いであります。

地方分権の進展により、行政は転換期を迎えており、議会の果たす役割はますます重要なものとなっております。浅学非才ではございますが、議員並びに執行部の皆様のご指導とご協力により、公正な議会運営と市民福祉の向上のために全力を尽くしてまいりますので、今後とも、皆様方のご支援とご協力をお願い申し上げます。就任にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。



副議長 坂本 晃



監査委員 大塚 佳之

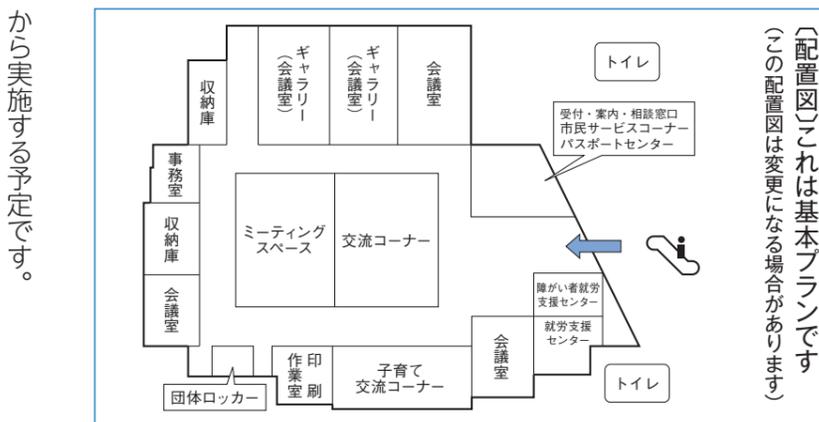
審議議案

臨時会補正予算 (仮称)市民活動サポートセンターの設置

アネックスビル保留床の取得

問 鴻巣駅東口アネックスビル3階の床を取得した後のスケジュールは。

答 (仮称)市民活動サポートセンター内にハローワーク機能の一部を有する就労支援センターを平成25年1月までにオープンします。また、パスポート発行業務を平成25年4月



から実施する予定です。

パスポートの申請は約4000人の見込み

問 (仮称)市民活動サポートセンター内に設置される、パスポートセンターでの申請者の見込み数は。

答 鴻巣市在住者が対象となっており、年間約4000人の市民が利用される見込みです。

材の整備は、どんな団体でも希望すれば助成事業の利用ができるのか。

答 申請できる団体は県で4団体程度のため、申請をしたすべての団体に交付されることはないと思えます。過去に一度、下谷地区の自主防災会に資機材の整備をしました。今後、この助成事業があることについて自治会や自主防災組織に再度周知してまいります。

また、市独自の資機材整備の補助金もありますので、現在の助成制度を継続して、組織の強化を図っていただきたいと思えます。

問 申請できる団体は県で4団体程度のため、申請をしたすべての団体に交付されることはないと思えます。過去に一度、下谷地区の自主防災会に資機材の整備をしました。今後、この助成事業があることについて自治会や自主防災組織に再度周知してまいります。

また、市独自の資機材整備の補助金もありますので、現在の助成制度を継続して、組織の強化を図っていただきたいと思えます。

補正予算 フラワースタジアムの天然芝生化、使用料への影響はなし

問 事業内容・使用目的・今後の使用料は。

答 スポーツ振興くじtotoの補助金を活用して外野部分9377平方メートルを本年12月から翌年3月までの工期で改修します。野球専用ということではなく、ソフトボールの公式試合にも対応して今までどおり使えるように考えています。ま

すいまちとして、さらに発展させていくことを目的に、新たに制定するものです。

問 自治基本条例の制定の経過は。

答 平成22年6月に自治基本条例職員プロジェクトを立ち上げて17回の審議を行い、検討報告書を作成しました。そして、同年12月に鴻巣市自治基本条例検討委員会を設立して19回の委員会を開催しました。

また、市民講演会や出前講座、意見交換会を行い、検討委員会の報告書に基づく意見公募を実施し、平成24年1月に市長に答申しました。

問 具体的に、どのような市民の参加方法があるのか。

答 主役は市民であり、市民が主体です。意見公募や審議会等への委員としての参加などがあります。あわせて、市民参加の機会が得られるよう、現在の仕組みを検証します。

問 この条例の鴻巣市の独自性はどういうものか。

答 施策的なものではありませんが、市民と協働のもとに、危機管理に取り組むことが重要であるということや条文化しました。

問 この条例の周知方法は。

答 広報、ホームページでの掲載、ガイド版等の制作での周知を検討し

バリアフリーについて

問 男女共同参画センターの活動場所は、設けられるのか。

答 男女共同参画事業の展示スペースを設置するとともに共有スペース等を活用して、グループの交流を図っていただくという形で現在考えております。

問 バリアフリーに対しての考え方は。

答 障がいを持った方や車いすの方も自由に動き回れるよう、段差部分にスロープを設置する等の配慮をした空間づくりを、今後の実施設計の中で検討していきます。

条例の制定 市独自のまちづくり「自治基本条例」を新たに制定

この条例は、本市における、まちづくりの基本的な考え方や進め方、より良いまちづくりを推進していくための仕組みやルールを明文化し、今後の本市のまちづくりの規範として、鴻巣市を活力に満ちた暮らしや